

医事紛争のしおり

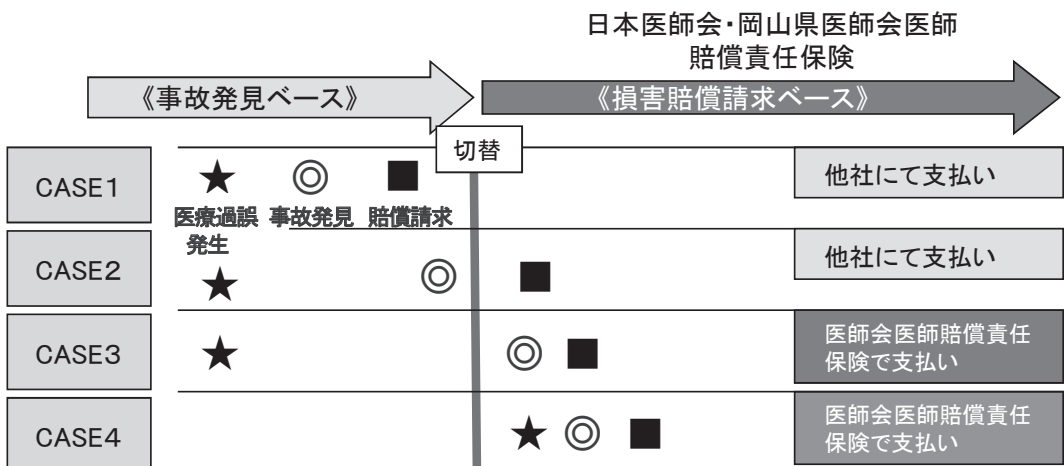
## 日本医師会・岡山県医師会 医師賠償責任保険について

新しく日本医師会A会員になられる先生に入会されている医師賠償責任保険からの切り替えをお勧めしています。ところが、「切替え以前のトラブルについてはどうなるのでしょうか?」という質問をお受けすることがあります。トラブルの発見日および請求日と保険金の支払いの関係について簡単に説明いたします。

保険金の支払いには発見ベースと損害賠償請求ベースの2種類があります。保険会社がどちらを選択しているかは約款でご確認ください。「事故の発見」とは身体障害の発生を認識した(認識し得た)ときをいいます。原則として、切替前に発見されていた事故は切替え前の保険で支払い、切替後に発見された事故は、医師会の保険での支払いとなります。賠償請求が切替後であっても、切替前に発見されていた事故については切替前の契約にて支払われることになります。

日本医師会および岡山県医師会医師賠償責任保険はいずれも損害賠償請求ベースになりますので、切替えに伴う補償の空白は発生しません。ただし、逆の場合(請求ベースの保険から発見ベースの保険への切替えの場合)には空白期間がありますのでご注意ください。〈図1〉

〈図1〉



来期(平成26年7月より)の日本医師会医師賠償責任保険が廃業後の保険適応と保険期間中の支払い限度額の増額の2点で改定されました。廃業後の保険適応については閉院や医療機関を退職され「将来にわたり日常的な医療行為を行わないこと」を決められた先生が会員区分を「廃業によるB会員」へ変更された場合10年間で日医賠償責任保険の適用が受けられるように改定されました。会費はB会員の会費を納めることとなりますが、高齢減免の対象となれば会費の負担がなくなります。《図2》

保険期間中の支払い限度額については、日医賠償責任保険以外の一般的な保険と同様に支払限度額が1億円から3億円に引き上げられました。不幸にして同じ保険年度内に複数件の賠償請求事案があった場合、賠償金額の合計が3億円まで保険金が支払われるようになりました。1事故につき1億円の限度額には変更ありません。以上の改定の詳細については本号の31ページ、日医ニュースの転載記事をご覧ください。

保険金額ということであれば日本医師会も一般的な医師賠償責任保険もあまり差はないと思われませんが、医師会の医師賠償責任保険に加入していれば事故発見時より医師会顧問弁護士への相談などのサポートを受けることができます。日医賠償責任保険への手続きや弁護士の選任なども県医師会がお手伝いします。B会員の先生方は保険の更新の時期には日医A会員になり、日医賠償責任保険に切替えるという選択肢をご一考ください。

《図2》

